

# 高齢者等の消費者被害防止フォーラム等業務委託 仕様書

## 1 業務名

高齢者等の消費者被害防止フォーラム等業務

## 2 業務目的

高齢者の消費者被害を防止するには、日頃、高齢者と接している周囲の人が消費者トラブルに早い段階で気付き、その兆しを消費生活窓口につなぐことが重要である。そのため、市町村における消費部門と福祉部門との連携強化を図るものである。

## 3 業務内容

### (1) 高齢者の消費者被害防止フォーラムの企画・運営

高齢者の消費者被害防止をテーマに、市町村における消費部門と福祉部門との連携強化を目的としたフォーラムを次のとおり企画、運営する。

#### ア 回数

開催時間は2時間30分程度とし、1会場で開催することとする。会場は大宮駅周辺とする。

#### イ 対象

- ・消費者行政担当課職員
- ・消費生活相談員
- ・高齢者福祉担当課職員
- ・社会福祉協議会職員
- ・地域包括支援センター職員
- ・民生委員・児童委員

#### ウ 規模

定員60名程度

#### エ 内容

講義及び意見交換の2部制とし、高齢者の消費者被害防止のための地域での取組や体制整備についての必要な知識を習得するとともに、消費部門と福祉部門との連携強化につながるよう、次のような内容を基本に企画する。

- ・高齢者の消費者被害の現状についての基礎的知識
- ・高齢者の消費者被害防止のための地域での見守り手法
- ・消費部門と福祉部門との意見交換
- ・消費部門と福祉部門の連携好事例の紹介

#### オ 参加費

無料（参加者に対する交通費の支給は行わない）

### (2) 消費者被害防止地域見守り担当者講座の企画・運営

民生委員や地域包括支援センター職員、介護ヘルパーなど福祉部門の見守り担当者が消費者被害の未然防止と早期発見に必要な視点を身に付けること、また、地域協議会やその構成員である福祉部門と消費部門との連携強化を目的として次のとおり講座を企画、運営する。

ア 回数

3回開催するものとする。

イ 内容

地域での見守り活動で活用できる消費者被害の未然防止と早期発見に必要な視点及び知識を習得する、次のような内容を基本に企画する。

- ・消費者被害の実態と未然防止対策の必要性
- ・高齢者などの消費者被害防止における地域での見守りの重要性
- ・見守りにおける声かけの具体的実践例
- ・消費者トラブルが疑われる事案の消費生活部門との連携
- ・消費部門と福祉部門の意見交換
- ・消費者安全確保地域協議会の紹介など

(3) 対象者

- ・福祉部門関係者（民生委員、地域包括支援センターなど）
- ・消費部門（市町村職員）

(4) 受講料

無料（参加者に対する交通費の支給は行わない）

(5) その他

受講後希望した者にサポート登録証を交付する。